

宮津市公報

平成21年3月2日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務室発行

目次

告 示

5 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定	1
6 宮津市議会定例会の招集	1
7 市道路線の認定	1
8 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定	1
9 地縁による団体の認可	1

公 告

4 市有土地・建物売払の一般競争入札	2
--------------------------	---

水 道 企 業

《告 示》

1 宮津市指定給水装置工事業者の指定	4
2 宮津市指定給水装置工事業者の指定	5
3 宮津市指定給水装置工事業者の指定	5
4 宮津市指定給水装置工事業者の指定	5

教 育 委 員 会

《告 示》

2 宮津市教育委員会定例会の招集	5
3 宮津市教育委員会臨時会の招集	6

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

1 宮津市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧	6
2 選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録した者の縦覧	6

農 業 委 員 会

《告 示》

2 宮津市農業委員会総会の招集	6
-----------------------	---

告 示

宮津市告示第 5 号

宮津市下水道排水設備指定工事業者を指定したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成 9 年規則第 3 号）第 16 条の規定により告示する。

平成 21 年 2 月 4 日

宮津市長 井 上 正 嗣

指定番号 宮下水道指定第 108 号

- (1) 名 称 株式会社ミシマ
 (2) 所 在 地 綾部市並松町上番取 23 番地
 (3) 代 表 者 代表取締役 三 嶋 庸 博
 (4) 指定期間 平成 21 年 2 月 4 日～平成 25 年 12 月 31 日

* * *

宮津市告示第 6 号

平成 21 年第 1 回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成 21 年 2 月 23 日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 期 日 平成 21 年 3 月 2 日
 2 場 所 宮津市議会議事堂

* * *

宮津市告示第 7 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、市道路線を次のとおり認定する。

なお、その関係図面は、宮津市建設室事業推進係（本館南 3 階）において、平成 21 年 3 月 11 日まで縦覧に供する。

平成 21 年 2 月 24 日

宮津市長 井 上 正 嗣

路線名	起 点 終 点	重要な経過地
下世屋	宮津市字下世屋小字上ノ山 48 番 63 番地合併の 1 宮津市字上世屋小字世屋谷 1791 の 3	

* * *

宮津市告示第 8 号

宮津市下水道排水設備指定工事業者を指定したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成 9 年規則第 3 号）第 16 条の規定により告示する。

平成 21 年 2 月 24 日

宮津市長 井 上 正 嗣

指定番号 宮下水道指定第 109 号

- (1) 名 称 長島住設
 (2) 所 在 地 京丹後市峰山町長岡 580 番地の 11
 (3) 代 表 者 長 島 慶 太
 (4) 指定期間 平成 21 年 2 月 24 日～平成 25 年 12 月 31 日

* * *

宮津市告示第 9 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の地縁による団体の認可を行ったので、同条第 10 項の規定により告示する。

平成 21 年 3 月 1 日

宮津市長 井 上 正 嗣

認可を行った地縁による団体

- 1 名 称 由良宮本自治会
 2 規約に定める目的

本会は、自治振興の精神にのっとり、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、

由良宮本地区の発展に寄与することを目的とする。

- (1) 会員相互の親睦及び連絡に関する事。
- (2) 区域内の清掃等環境の美化及び衛生に関する事。
- (3) 区域内の自衛消防及び防犯に関する事。
- (4) 区域内の農業、観光その他産業等の整備に関する事。
- (5) 区域内の土木、建設等生活環境の改善に関する事。
- (6) 郷土芸能の保存等に関する事。
- (7) 公民館、墓地等の維持管理に関する事。
- (8) 宮津市、由良地区自治連合会、由良地区公民館、消防団、婦人会等各種団体との連絡及び協力に関する事。
- (8) その他本会の目的達成のために必要な事項

3 区 域

次に掲げる区域

- (1) 宮津市字由良小字熊野山 1984 番地の 2、小字上良 1985 番地の 1 から 1986 番地の 2 まで、1987 番地の 1 から 1989 番地まで、1991 番地の 1 から 1993 番地の 1 まで、1996 番地の 1 から 2002 番地まで、2060 番地の 1 から 2061 番地の 3 まで、2067 番地から 2071 番地まで、2078 番地、2079 番地、2083 番地、2084 番地、2086 番地の 1 から 2099 番地の 2 まで、2100 番地の 2 から 2111 番地まで及び 2123 番地の 2 から 2136 番地の 1 まで、小字上良 2137 番・2138 番合地から小字浜頭 2188 番地まで並びに小字浜頭 2188 番地の 2、2188 番地の 3 及び 2190 番地の 1 から 2336 番地までの区域
- (2) 宮津市字由良小字宮ノ本 2337 番地から 2362 番地までの区域
- (3) 宮津市字由良小字上良 2363 番地の 1 から 2371 番地まで、2372 番地の 2、2372 番地の 3、2373 番地の 1、2376 番地の 1、2377 番地から 2379 番地の 1 まで、2380 番地の 1、2381 番地の 1、2468 番地の 2、2469 番地、2470 番地、2471 番地の 2、2472 番地の 2、2473 番地、2474 番地、2475 番地の 2、2485 番地の 5、2485 番地の 9 及び 2486 番地、小字上良 2489 番地の 1 から小字浜頭 2648 番地の 1 まで、小字浜頭 2649 番地の 1 から 2668 番地まで並びに小字上良 2700 番地、2701 番地、2703 番地の 1 から 2715 番地まで、2716 番地の 2、2717 番地の 2、2721 番地、2721 番地の 1、2723 番地の 1 及び 2723 番地の 4 の区域（2648 番地の 1 のうち、2684 番地の 1 及び 2685 番地の境界線と 3113 番地の 1 及び 2648 番地の 1 の境界線を結んだ線の西部分を除く。）
- (4) 宮津市字由良小字浜 3823 番地から 3891 番地の 1 までの区域
- (5) 宮津市字由良小字上ノ宮 608 番地の 1、小字上ノ宮 2728 番地から小字池端 2731 番地の乙まで並びに小字矢留 2820 番地から 2820 番地の 2 まで、2822 番地から 2838 番地まで及び 2841 番地から 2851 番地までの区域

4 主たる事務所の所在地 宮津市字由良 2355 番地

5 代表者の氏名及び住所

氏 名 <以下揭示済>

住 所 宮津市字由良 2219 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無 無

7 代理人の有無 無

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第 260 条の 20 第 2 号から第 5 号までの規定により解散する。

9 認可年月日 平成 21 年 3 月 1 日

公 告

宮津市公告第 4 号

市有土地・建物売払について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により公告する。

平成21年2月20日

宮津市長 井上正嗣

1 入札に付する事項

(1) 売払物件

物件番号	財産名称	所在地	種類	面積 (公簿面積)	予定価格 (最低売却価格)
1	馬場先 -	宮津市字宮村小字馬場先1300番1	宅地	276.58㎡	15,611,000円
6	鶴賀 -	宮津市字鶴賀2079番3	宅地	162.79㎡	11,363,000円
7	鶴賀 -	宮津市字鶴賀2079番6	宅地	130.56㎡	9,688,000円
11	惣	宮津市字惣小字左惣鼻427番3他2筆	宅地	194.95㎡	6,083,000円
			建物	延べ床(33.84㎡)	
13	喜多	宮津市字喜多小字禮場1291番3	宅地	133.86㎡	4,284,000円
			建物	延べ床(85.18㎡)	
14	須津商業地	宮津市字須津2665番19	雑種地	236.00㎡	9,856,000円

(2) 売却に関する条件

ア 売払物件は現状有姿で、登記簿の面積（未登記の建物は市において記載した面積）によるものとし、実測面積と違いが生じても、売買代金の精算は行わない。

入札後において、数量の増減又はかしの発見による売買代金の変更、損害賠償の請求又は契約の解除の申出はできないものであること。

イ 物件番号11及び13の建物（13は未登記）は、築後年数を経過しており、摩耗・老朽化しているため、現状のままでの使用は困難と判断される。

ウ 用途指定 物件番号1、6、7、11及び13は無。ただし、落札者がその落札した物件を公序良俗に反する用途に供する恐れがあると認められるときは、契約を締結しない場合がある。物件番号14は有。商業目的での活用に限る。

エ 物件に係る法的規制、現況その他必要な事項は、各自で調査すること。

2 入札の参加申込み

入札に参加しようとする者は、次により参加申し込みをする。

(1) 受付期間

持参の場合：平成21年2月23日（月）から平成21年3月11日（水）までの毎日午前9時から午後5時まで（土・日を除く。）。ただし、3月11日（水）は、午前10時まで

郵送の場合：平成21年2月23日（月）から平成21年3月9日（月）まで

(2) 受付場所 宮津市企画財政室管財契約係

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 誓約書

ウ 郵送による申込みの場合は、配達証明で郵送すること（受付期間内に宮津市企画財政室管財契約係要必着）。なお、申込書の記載不備や提出書類が具備されていないものは、受付ができないものであること。

3 売払物件の現地説明

平成21年2月23日（月）から平成21年3月6日（金）までの間（午前9時から午後5時まで）、物件所在地において、物件の概要説明を随時行うので、希望日の前日（土・日を除く。）までに申し込むこと。

申込先：宮津市企画財政室管財契約係 電話 0772-22-2121 内線214

4 入札の日時及び場所

(1) 日時 平成21年3月11日（水） 午前10時30分開始 物件番号順に行う。

受付を午前9時から午前10時までにすること。

(2) 場所 宮津市役所 本館南棟1階 第2会議室

なお、代理人により入札をしようとするときは、委任状の提出が必要であること。

5 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、入札金の100分の5以上の額（円未満切上げ）とする。

- (2) 入札保証金は、落札者を除き、入札終了後速やかに返還する。
- (3) 落札者が本契約を締結しないとき（落札後、本公告7に該当する者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。）は、地方自治法第234条第4項の規定により、入札保証金は宮津市に帰属し、返還しないものであること。
- (4) 入札保証金には、利子は付与しない。

6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者の入札、又は委任状を提出していない代理人の入札
- (2) 指定の時刻までに提出しなかった入札
- (3) 所定の入札書によらない入札
- (4) 入札保証金を預けていない者の入札
- (5) 入札金額が入札保証金の20倍を超える入札
- (6) 予定価格を下回る額の入札
- (7) 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
- (8) 委任状に押印した代理人使用印と異なる印鑑を押印した代理人の入札
- (9) 入札金額、入札者又はその代理人の氏名、その他主要部分が識別し難い入札
- (10) 入札金額を訂正した入札
- (11) 入札者又は代理人が同一物件について1人で2枚以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした場合のその全部の入札
- (12) 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の入札
- (13) 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- (14) 平成20年度第3回市有等土地・建物売払入札要綱に違反した入札

7 入札に参加する者に必要な資格

次の各号のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者
- (2) 地方自治法第238条の3に定められた公有財産に関する事務に従事しない者

8 落札者の決定

予定価格以上で、最高の価格で入札をした者を落札者とする。

9 契約の締結

- (1) 落札者は、落札の決定の日の翌日から7日以内に契約を締結すること。
- (2) 売買代金の支払日については、納入通知日から14日以内とする。
- (3) 落札者は、契約保証金として契約金額の100分の5に相当する額（円未満切上げ）を本契約の締結と同時に宮津市に納付すること。
- (4) 契約保証金は、売買代金の完納時に返還するものであること（売買代金の一部に充当することができる）。
- (5) 契約不履行を理由に宮津市が契約を解除した場合は、契約保証金は宮津市に帰属し、返還しないものであること。
- (6) 契約保証金には、利子は付与しないものであること。

10 権利義務譲渡の禁止

落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、落札物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することが出来ない。

11 その他

入札及び契約に関して必要な事項は、地方自治法、同法施行令、宮津市財務規則及び平成20年度第3回市有等土地・建物売払入札要綱に定めるところによる。

12 入札に関する問合せ先・郵送先

〒626 - 8501 宮津市字柳縄手345番地の1

宮津市企画財政室管財契約係

電話 0772 - 22 - 2121 内線 214

水道企業

《告 示》

宮津市水道告示第 1 号

宮津市指定給水装置工事事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第 2 号）第10条の規定により告示する。

平成20年 2 月 4 日

宮津市水道事業
宮津市長 井 上 正 嗣

指定番号 宮水道指定第S08106号

- (1) 名 称 株式会社ミシマ
- (2) 所 在 地 綾部市並松町上番取23番地
- (3) 代 表 者 代表取締役 三 嶋 庸 博

* * *

宮津市水道告示第 2 号

宮津市指定給水装置工事事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第 2 号）第10条の規定により告示する。

平成21年 2 月 6 日

宮津市水道事業
宮津市長 井 上 正 嗣

指定番号 宮水道指定第S08107号

- (1) 名 称 ヤマゾ工住設
- (2) 所 在 地 京丹後市久美浜町新庄15番地
- (3) 代 表 者 山 添 実

* * *

宮津市水道告示第 3 号

宮津市指定給水装置工事事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成 10 年水管規程第 2 号）第 10 条の規定により告示する。

平成21年 2 月 6 日

宮津市水道事業
宮津市長 井 上 正 嗣

指定番号 宮水道指定第 S08108 号

- (1) 名 称 楠田電気工業所
- (2) 所 在 地 与謝野町字岩滝 2143 番地
- (3) 代 表 者 楠 田 真 弘

* * *

宮津市水道告示第 4 号

宮津市指定給水装置工事事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成 10 年水管規程第 2 号）第 10 条の規定により告示する。

平成 21 年 2 月 24 日

宮津市水道事業
宮津市長 井 上 正 嗣

指定番号 宮水道指定第 S08109 号

- (1) 名 称 長島住設
- (2) 所 在 地 京丹後市峰山町長岡 580 番地の 11
- (3) 代 表 者 長 島 慶 太

教 育 委 員 会

《 告 示 》

宮津市教育委員会告示第 2 号

平成21年第 2 回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成21年 2 月12日

宮津市教育委員会
委員長 上羽 堅 一

- 1 日 時 平成21年2月25日(水) 午前10時
- 2 場 所 宮津市役所 第6会議室

* * *

宮津市教育委員会告示第3号
平成21年第3回宮津市教育委員会臨時会を次のとおり招集する。
平成21年2月12日

宮津市教育委員会
委員長 上羽 堅 一

- 1 日 時 平成21年2月27日(金) 午後1時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第6会議室

選挙管理委員会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第1号

平成21年1月1日現在により調製した宮津市農業委員会委員選挙人名簿を、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第11条において準用する公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成21年2月20日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾 美智子

- 1 縦覧の期間 平成21年2月23日から3月9日まで
- 2 縦覧の場所 宮津市字柳縄手345番地の1
(宮津市役所内)
宮津市選挙管理委員会事務局

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面並びに第30条の6第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、同法第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成21年2月27日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾 美智子

- 1 縦覧の期間 平成21年3月3日から3月7日まで
- 2 縦覧の場所 宮津市柳縄手345番地の1
(宮津市役所内)
宮津市選挙管理委員会事務局

農 業 委 員 会

《告 示》

宮津市農業委員会告示第2号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。
平成21年2月4日

宮津市農業委員会
会長 森川 耕一郎

- 1 日 時 平成21年2月12日(木) 午前9時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議 題
 - 議第3号 農地法第3条の許可申請に係る許可について
 - 議第4号 農地法第5条の許可申請に係る意見について
 - 議第5号 非農地証明について